

社会福祉法人 有岡協会
長尾保育所

入所のしおり

～ 重要事項説明書 ～



《 はじめに 》

これから新しく始まる保育所での生活にお子様をはじめ保護者の皆様も期待と不安をお持ちだと思います。

長尾保育所ではお子様が保育所生活にできるかぎりスムーズに慣れるようご家庭と連絡を密にしながら無理のないよう進めていきたいと考えています。

子ども達が常に安定した心で保育所生活を過ごし、心身ともに健やかに育つよう保護者の皆様と協力しあいながら職員一同努力いたします。

1. 運営の目的・方針 《重要事項》

長尾保育所は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

2. 保育理念

- 児童福祉法に基づき、愛情と信頼感を子ども達が持てるよう、温かい心を育み豊かな人間性を養います。
- 保育所の専門性を活かし安心して子育てができるよう、ご家庭と地域また関係機関との連携・協力を図り、信頼される家庭支援に努めます。

3. 保育方針

子ども同士また保育士・他職員とのかかわり、そしていろいろな体験を通して日々心身ともに健康に楽しく過ごす。

4. 保育目標

- ・元気で素直、思いやる気持ちを大切にできる子
- ・いろいろなことに興味を持ち、考える力のある子

5. 施設概要 《重要事項》

(1) 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 有岡協会
所在地	伊丹市西台3-7-1
電話番号	072-772-4791

(2) 施設の種類・名称等

施設の種類	保育所
施設の名称	長尾保育所
施設の所在地	伊丹市北野3丁目48番地2
連絡先	電話番号: 072-783-6793 FAX: 072-783-6941
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童
開設年月日	昭和36年2月1日
入所児定員	160名
保育年齢	生後 満3カ月 から就学前まで

(3) 面積・構造

敷 地	敷地全体	1695.61㎡
	園 庭	350.00㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	2018.41㎡

(4) 主な部屋の構成

	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組(0歳児クラス) うめ組(1歳児クラス)
保育室	5室	もも組(2歳児クラス) たんぽぽ組(3歳児クラス) すみれ組(4歳児クラス) ゆり組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

6. 職員職種構成 《重要事項》

・施設長 ・主任保育士 ・保育士 ・看護師 ・調理師 ・栄養士 ・調理員 ・事務員

当保育所では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年3月21日兵庫県条例第4号)」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※各職種の勤務体系はシフト制になっています。

7. 保育を提供する日 《重要事項》

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。以下の日は休所です。

- 日曜、祝日(但し、休日保育実施日除く)。
- 年末年始(12月29日から1月3日)完全休所。

※休日保育をご利用の場合は別途説明をさせていただきますのでお申し出ください。

● 保護者の方がお休みの場合及び土曜日について ●

保護者の勤務休暇日は原則ご家庭での保育となります。

土曜日の保育については原則としてお仕事の方のみ登所可とさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※保育所利用状況について、事前に提出いただいている書類の内容と異なる場合は確認及び勤務証明書の再提出をお願いする場合があります。

8. 保育を提供する時間 《重要事項》

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時00分～午後6時00分 ※月曜日～土曜日
	延長保育時間	午後6時00分～午後7時00分 ※土曜日除く
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分～午後4時30分
	延長保育時間	午前7時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時00分 午後6時00分～午後7時00分 ※土曜日除く

○ 保育時間(保育所の利用時間)について

- (1)入所理由「就労」の方は、勤務時間と通勤時間を合算した時間が保育時間となります。
- (2)プライベートな時間は、保育時間(保育所の利用時間)に含まれません。また保護者の方の勤務休暇日は、ご家庭での保育となります。
- (3)入所理由がお仕事以外(産休、育休、疾病、求職等)の方は、保育標準時間認定であっても概ね9時30分頃～16時00分頃までの間での保育(利用)時間をお願いします。

* 延長保育については『16. 特別保育事業』(P.20)をご覧ください。

9. 提供する保育の内容 《重要事項》

当保育所は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

『8. 保育を提供する時間』(P4)に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	11時頃	15時頃	※献立表は毎月別途お知らせします。 ※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
1歳児	11時00分頃	15時頃	
2歳児	11時10分頃	15時頃	
3歳児	11時10分頃	15時頃	
4歳児	11時20分頃	15時頃	
5歳児	11時20分頃	15時頃	

10. 利用料金 《重要事項》

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、(P6・P7)に掲げる費用を負担していただきます。

《利用者負担金について》

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
災害共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度(掛金一部負担分)	<2020年度変更> 300円(1人年額) ※保育料第1階層 世帯33円(1人年額)
帽子費	1～5歳児クラスが屋外での活動の際に使用するカラー帽子代。(頭を守るクッション材入り)・災害時着用	3,000円(購入時) (価格変動あり)
給食費	幼児クラス(3～5歳児)の完全給食での提供に関わる費用。 ※減額措置あり(前月20日までに申し出必須)	5,500円(月額)
レンタル寝具費	3、4歳児クラスのお昼寝に使用する寝具の衛生管理(嘔吐・下痢、おもらし等)の向上およびシーツ洗濯等の保護者の方の負担軽減のため、業者に委託するレンタル寝具代。 個人別布団。月2回交換。 ※欠席等の理由で一度も布団の使用をされなかった場合でも料金が発生します。(長期欠席される場合は事前にお知らせください)	1,300円(月額)
おたより帳費	ご家庭と担任が子どもの様子や連絡事項を伝え合うために使用するおたよりのファイル、用紙代。 (10～3月の途中入所については一律半額徴収)	乳児700円(年額) 幼児200円(年額)
活動費	活動に係る費用(例:芋掘り400円等)	その都度実費徴収
非常食費	災害時、状況に応じて非常食を利用します。 (幼児クラス進級時・卒園または退所時に返却)	500円(1人・入所時・幼児クラス進級時)(価格変動あり)
名札ホルダー	登降所時、送迎の方に着用していただきます。	110円(2つ入)

※非常食について

- ・災害時、給食提供前やお迎えに間に合わない場合の食事として利用します。
- ・利用食「そのまんま OK カレー」(特定原材料7品目不使用)
製造所 サンハウス食品株式会社
- ・離乳食児は、液体ミルク・離乳食の費用を保育所で負担します。また、普通食移行時、非常食購入に必要な額を徴収させていただきます。
- ・乳児クラス時に購入した非常食は、幼児クラスに進級時、消費期限にかかわらず返却し、再度購入となります。
- ・幼児クラス進級時、卒園、または退所時に返却します。

2. 時間外保育(延長保育)に係る利用者負担

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		利用料金額(月額)	
		施設の開所 時間以降	施設の開所 時間内
階層区分	定義	1時間	
第1階層	保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親である世帯	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度分(延長保育を受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分)の市町村民税を課されない世帯	1,000円	0円
第3階層以上	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	4,000円	500円

※ 一度徴収された利用者負担金は、返金できませんのでご注意ください。

※ 延長保育の利用料を滞納された場合は利用を停止させていただきます。また併せて伊丹市保育課へ報告いたします。

3. 利用者負担金等の口座振替について

※利用者負担金の一部が銀行口座振替となっています。

- ・対象 (延長保育費・給食費・布団レンタル費)
- ・金融機関引き落としにかかる手数料は保護者負担となります。
(引き落とし毎110円・初回のみ登録料として1件300円)
- ・集金代行サービス会社
大同生命グループ NSS 日本システム収納株式会社
(引き落としに関してのお問合せ)
フリーダイヤル 0120—800—039

災害共済掛金・おたより帳費・帽子費・活動費・非常食費は、園で実費徴収いたします。

11. 利用の終了に関する事項 《重要事項》

当保育所は以下の場合には市町村長に報告し、その指示を得て保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、入所を継続することが適当でないと市町村長が認めるとき

12. 行事予定

- 年間行事・・・ながおスマイル DAY(3～5歳児)、ながおハッピーDAY(3～5歳児)
保育参観、内科検診 歯科検診、保健衛生指導、その他
※年間行事予定表を配信いたします。
- 毎月の行事・・・誕生会、身体測定、避難訓練、体育指導(3～5歳)
クリーンアップデイ(3～5歳)など
- 随時行う行事・・・『やってみよう』(3～5歳児)、など
- その他の行事・・・交通安全指導、防災指導など

※毎月の行事予定は、よい子ネットにて配信及び長尾保育所のホームページから確認できます。

13. 子どもたちの1日(1日の流れ)

時 間	0才児		時 間	1・2才児	時 間	3・4・5才児		
	離乳食	普通食						
7:00	順次登所 健康観察 自由あそび	順次登所 健康観察 自由あそび	7:00	順次登所 健康観察 自由あそび	7:00	順次登所 健康観察 自由あそび		
	午前睡			朝のつどい 挨拶・うた		朝のつどい 挨拶・うた		
10:00	離乳食	牛乳 クラス別保育	10:00	牛乳 クラス別保育	10:00	牛乳 クラス別保育		
	クラス別保育		11:00	昼食(1歳児)				
11:00		昼食	11:10	昼食(2歳児)	11:20	昼食		
12:00	お昼寝	お昼寝	12:30	お昼寝	12:30	お昼寝(3・4才児) ※5歳児は 必要に応じ行う		
14:00	離乳食							
14:40		目ざめ	14:40	目ざめ	14:40	目ざめ		
15:00	自由遊び 水分補給 順次降所	おやつ 自由遊び 水分補給 順次降所	15:00	おやつ	15:00	おやつ		
			15:45	お帰りのつどい 自由遊び 水分補給 順次降所	15:45	お帰りのつどい 自由遊び 順次降所		
18:00	延長保育(有料) ※要申請 ※月～金曜日 ※1才未満及び離乳食の1才児は延長保育を利用できません。		18:00	延長保育(有料) ※要申請 ※月～金曜日		18:00	延長保育(有料) ※要申請 ※月～金曜日	

14. 長尾保育所の利用にあたって

長尾保育所では保護者の方々がその就労の実態や育児の状況等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるよという保育制度の趣旨を保護者の皆様との共通認識とし以下のとおり保育に取り組んでまいります。

保育(利用)時間について

【保育標準時間認定】 午前7時00分～午後6時00分の間で勤務および送迎にかかる時間の合計

【保育短時間認定】 午前8時30分～午後4時30分の間で勤務および送迎にかかる時間の合計

登所・降所・送迎について

(1) 登所について

送迎時、インターホンにて、大きな声でクラス名とお名前(フルネーム)を伝え、お顔の横で名札も見せてください。

病院受診等のやむを得ない場合を除き、9時00分(遅くとも9時30分)までに登所してください。

(入所理由「産前産後・育休」の方は、9時30分登所)。

●帽子を着用して、登降所してください。(災害時も着用しますので、毎日忘れずに着用してください)

(2) 遅れて登所(遅刻)する場合

病院の受診等の理由により、やむを得ず遅刻される場合は9時00分(離乳食のお子さんは8時30分)までに保育所に連絡してください。また遅れて登所される時間によっては給食が提供できない場合があります。登所前に必ず給食に間に合うかどうか確認の電話をしてください。

給食に間に合わない場合は昼食を食べてから登所してください。

(3) 保育所をお休み(欠席)する場合

事前にお休みがわかっている場合は前日までにその旨をお伝えください。また急に保育所を欠席する場合は9時00分(離乳食のお子さんは8時30分)までに連絡を入れてください。

※お休みされる場合は必ず理由を伝えてください。

※無断でお休みされた場合は、保育所から連絡をさせていただくことがあります。

保育所に電話を入れる際にもクラス名・お名前(フルネーム)をお伝えください。

(4) 降所について

お仕事等が終わられた後、速やかにお迎えをお願いします。

保育標準時間及び土曜日	18時00分まで
保育標準時間 延長保育	19時00分まで(月～金)
保育短時間	16時30分まで

※上記の時間には保育所の門を出られるようにしてください

駐車場の混雑により送迎時間に遅れた場合でも免責にはなりません。特に天候不良や気温が低い時は混雑いたしますので時間に余裕を持っての送迎をお願いします。

原則として保護者の方がお迎えに来てください。代理の方がお迎えに来られる場合は必ず事前に保育所にご連絡ください。連絡が無い場合はお渡しできません。
中学生以下の兄弟等による送迎は昨今の子どもが関わる事故・犯罪等を鑑み、認めておりません。また高校生の兄弟等であってもお家までの距離・天候・時間・その他の状況等により当保育所が不可と判断した場合は送迎をお断りする場合があります。

送迎時の注意事項について

送迎準備やお帰りの際には、保護者の責任の元、お子様から目を離さないように十分お気をつけください。

※送迎時に遊戯室や園庭で遊ばせないよう保護者の方がご注意ください。

※保育所東隣の団地駐車場内は通り抜け禁止です。

慣らし保育について

長尾保育所では入所当初、環境の変化によるお子さんの負担を軽減することを目的として集団生活に順応できるまで原則として2週間の慣らし保育期間を設定しています。

お子さんの状態を最優先に考え慣らし保育の期間を設定いたしますので個々により変動があります。具体的な慣らし保育のスケジュールについてはクラス担任にご相談ください。

保育所からのお知らせ等について

月1回、園だよりを配信いたします。保育所からの行事、連絡事項などが載っていますので必ず目を通してください。また、その他お知らせやお願い等の配信やプリント配布、掲示があります。

ホームページでは、行事ほか、子どもたちの様子などをブログにアップしています。

・長尾保育所ホームページ QRコード



届出書類の内容変更

以下の項目等で役所への提出書類に変更を生じた場合は異動届及び必要に応じ添付書類を提出してください。(添付する書類については市役所へお問い合わせください。)

・勤務先 ・家族構成 ・姓名 ・保育所利用理由 ・認定区分

※特に連絡先の変更(携帯電話の番号変更等)がある場合は速やかに保育所にお知らせください。

給食について

(1) 献立表

献立表は月1回、園だよりと一緒に配信いたします。

(2) アレルギーの対応について

アレルギーの除去食対応が必要な場合は、事前にご相談ください。
(医師の診断書提出が必要)

(3) 3歳以上について

メニューに広がりを持たせ、また夏期の衛生面も考慮し3歳以上児については費用をご負担いただき、完全給食を実施しております。

※『利用者負担金について』(P6)をご覧ください。

(4) けが等の献立変更

口内負傷等により食事の変更を希望される場合は職員にお申し出ください。可能な範囲で対応いたします。(与薬・食事変更依頼票の記入が必要です。)

健康について

(1) 朝、登所する前に

登所前にお子様の健康状態(熱、発疹、咳、機嫌、便の状態等)をよく観察・チェックしてください。

※ 軽度の体調不良等がみられる場合も必ず登所時に口頭で状態をお伝えください。

(2) 保育所で体調が崩れた場合

保育所に登所後、体調不良になった場合は保育所より連絡をさせていただき、状態によりお迎えをお願いいたします。

- 体温が38.0℃以上ある。(熱性けいれんの既往歴がある場合は指示のあった体温)
- 下痢・嘔吐が2回以上ある。
- 発疹の増えが急で伝染性の病気が疑われる。
- 食欲がなく、ぐったりしている。また極端に機嫌が悪い。
- その他、保育所が連絡を必要と判断した場合。

※発熱時は、平熱に戻ってから24時間、ご家庭で様子を見てあげてください。

※病気等により途中降所された場合は次回登所時にお家での様子を詳しくお知らせください。

保育所で体調不良になった場合、室内で安静を保ち過ごしますが、子どもにとっては、やはりお家が一番落ち着いて過ごせます。そのため、お家に帰るとすぐに症状が改善される場合があることをご理解ください。

(3) 病気(感染症)について

保育所は乳幼児が集団で長時間、生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、子どもの健康状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登所にご協力ください。

《感染症の感染拡大防止にご協力ください！》

感染症を疑われる症状(高熱・嘔吐・下痢・発疹等)は必ず医療機関に受診してください。

病気によっては医師の通園許可書または全治証明(通園許可書)の提出がないと登所できない場合があります

【出席停止になる感染症】 ☆登所には医師の通園許可書が必要です。

病 名	登所のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
風しん	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	医師により感染のおそれがないと認められてから
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから

【出席停止でない感染症】

☆出席停止ではありませんが、登所については医師の診断・指示による
登園届（保護者記入）の提出をお願いする場合があります。

病名	登所のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
アタマジラミ※	駆除を開始していること ※専門医による陰性の証明が必要

※通園許可書(医療機関発行)、登園届(保護者記載)の様式は保育所HPよりダウンロードできます

※病気・ケガ等で医療機関を受診する際には保育所に通っている(集団生活をしている)ことを必ず医師に伝え指示に従ってください。

(4) 保育所での与薬について

原則、薬の服用はできません。

- ・やむを得ず保育所で薬を服用する場合、医師の指示で処方された薬を保育所で与薬する分のみお預かりいたします。
- ・受診後に直接登所された場合でも全量はお預かりできませんので事前に別容器等ご用意ください。
- ・必要事項を記入し、与薬依頼票とお薬をご家庭でご用意いただいたチャック付袋(無地)と一緒に入れ、職員に必ず直接手渡してください。
※カバンの中に入れてたままや、おたより帳に挟んだままにならないようご注意ください。
- ・お薬等には必ずクラス・名前(フルネーム)を書いてください。
※粉薬の袋、水薬その他の容器等、お薬を入れるチャック付の袋(無地)
- ・粉薬の場合は袋に名前、日付・飲ませる時間(食前、食後)をお書きください。

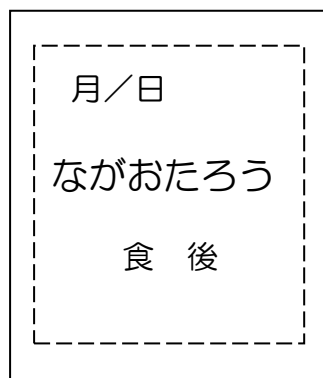
【注意】次のような場合、お薬は与薬できません！

- ・ 医師が処方していない市販のお薬
- ・ 解熱作用のある薬（坐薬・頓服）※医師が処方したものでも不可
- ・ 処方年月日の古いもの ※医師の指示の場合はご相談ください。
- ・ その他、囑託医と検討し保育所が処遇・保育する上で不相当と判断したもの

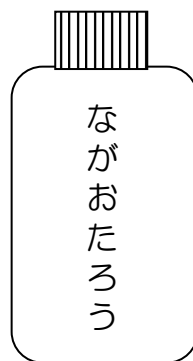
※熱性けいれん等のひきつけ止めや坐薬、ぜんそくの発作等に使用するお薬については、別途ご相談ください。

（ お名前の記載例 ）

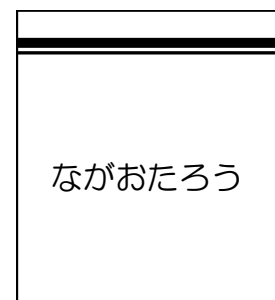
《 粉 薬 》



《 水薬・その他容器 》



《チャック付袋 》



(与薬・食事変更 依頼票)

日付・クラス・お名前は
お間違いの無いように
ご注意ください

与薬・食事変更 依頼票			
医師の診断により指示がありましたのでお願いいたします。 ※太枠内すべて記入してください。			
依頼日	年 月 日 ()		
クラス:	児童名:		
【お薬の依頼】			
病名・症状名	お薬を飲ませる時間 に○をご記入 ください		
薬の種類 (数量)	水薬 ()	粉薬 ()	外用薬 ()
服用 時間	昼食前 ・ 昼食後		
処方年月日	年 月 日 ()		
病院名	(電話:)		
特記事項 ※外用薬の使用方法等			
今朝の体温 (°C)			朝の体温を記入して ください
【食事変更の依頼】 ※変更を希望される場合は () に○			
▲ 給食 () ・ おやつ ()			
変更理由: ()			
※保育所使用欄			
受取	点検	与薬	備考

お薬の種類・数量
をお書きください

お薬を飲ませる時間
に○をご記入
ください

病院名・電話番号
処方年月日は必ず
記入してください

朝の体温を記入して
ください

お薬がなくても食
事変更を希望さ
れる場合は記入
してください

※お薬を持って来られた日・クラス名・お名前はお間違いの無いようお願いします。

(特に兄弟姉妹がおられる方はご注意ください。)

※食事変更の依頼票も兼ねています。お薬がなくても食事変更を希望される場合は
必要事項を記入して提出してください。

『 保育時間中のケガ等 』について

保育中のケガ等については応急処置と同時に保護者の方に連絡を入れ状況に応じ
医療機関を受診いたします。その後の通院及び費用についてはできる限り保育所対応
いたします。

(5)健康診断について

長尾保育所では嘱託医師による年2回の内科健診と歯科医師による年1回の歯科健診
また、水遊びの始まる前に尿検査(3歳児以上)を実施しております。

嘱託医等について 《重要事項》

内科健診及び健康・医療面について

アネモネこども クリニック	伊丹市鴻池6丁目9-25	072-744-1085
------------------	--------------	--------------

歯科検診及び歯に関する事について

あつみ歯科医院	伊丹市荒牧南2-2-39	072-782-3152
---------	--------------	--------------

緊急・非常時の対応 《重要事項》**(1)緊急時の対応**

お預かりしているお子さんに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。

(2)警報発表時および災害発生時の対応

長尾保育所では台風の接近・通過等による警報(大雨・暴風・洪水等)の発表時および地震発生時の状況により子どもの安全、送迎時の安全および職員の通勤の安全を考え、臨時休所やお迎えの要請、開所時間の短縮、延長保育、休日保育の中止等の措置をとる場合があります。また一部の保育の受け入れを制限する場合があります。

(3)臨時休所する場合について

以下のような状況の際には臨時休所、速やかなお迎えの要請を行います。

- ・災害発生の影響により、建物の安全が確保されない場合。
- ・特別警報(大雨・暴風)が発表された場合。
- ・交通機関等の影響により、保育可能な職員数の出勤が確保できない場合。
- ・ライフライン(電気・ガス・水道)の供給が停止し、保育に支障がある場合。
- ・給食の提供ができない場合。
- ・行政からの指示・命令があった場合。

(4)登所後の警報発表および災害発生があった場合について

登所後に台風の接近・通過等による警報(大雨・暴風・洪水等)の発表および地震が発生した場合は、以下のとおりです。

- ・お迎えが可能になった時点で速やかにお迎えをお願いします。
- ・状況により保育所から連絡を入れ、お迎えを要請する場合があります。
- ・開所時間の短縮、延長保育を中止する場合があります。
- ・災害時で帰宅困難な場合、必要に応じて非常食を食します。

(5) 一部の保育の受け入れを一部制限する場合について

伊丹市で「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」の発表および震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の方につきましては一部の保育受け入れを制限させていただきますので、ご家庭での保育をお願いいたします。

- ・お仕事がお休みの方
- ・保育所利用理由が求職中、産前産後・育休の方
- ・その他、ご家庭での保育が可能な方

(6) 対応等の周知について

台風等の進路や接近する時間等が予想できる場合は、事前に掲示、プリントの配布、HP、よい子ネットよりお知らせいたします。また登所後の場合は電話での連絡または、よい子ネットの情報発信となります。

- 伊丹市で『暴風』『大雨』の警報が発表されている、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保育所からの連絡がなくてもできる限り早めのお迎えをお願いします。
- 勤務先の遠い方は交通機関の乱れや、道路事情の悪化が予想されますのでお迎えの時間にご注意ください。
- 災害等の影響により停電になった場合、保育所の電話は繋がりません。

(7) 非常食の備蓄

長尾保育所では、非常食を備蓄し、災害時、必要に応じて食します。
詳しくは『利用者負担金について』(P.6)をご覧ください。

(8) 非常時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応
防災設備	・自動火災報知機:有 ・誘導灯:有 ・ガス漏れ報知機:有 ・非常警報装置:有 ・その他(カーテン、敷物、建具等の防災処理):有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施
自主避難	災害時、保育所外に避難を要する場合は安全を確認の上、周辺の状況に応じ下記の避難所へ避難をする場合があります。 伊丹市立天神川小学校 (伊丹市荒牧南 3-17-12)
安全・安心情報の発信	安全・安否情報については、災害発生時は電話等が非常に繋がりにくい状況が考えられるため長尾保育所のホームページまたは、よい子ネットにてご確認ください。

利用者に対するの保険の種類・保険内容・保険金額	《重要事項》
-------------------------	--------

当保育所では、下記の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育所(法人)が保育所管理や保育所業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償
保険金額(支払限度額)	1億・7億円※身体賠償(1名・1事故) 1,000万円※財物賠償(1事故)
保険会社	【取扱い代理店】 株式会社 福祉保険サービス 【引受幹事保険会社】 損害保険ジャパン株式会社

災害共済給付制度について(全員加入)

長尾保育所では在籍する児童が不慮の災害、事故にあった際に、その治療費や見舞金が保護者の方に給付される独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただきます。掛金の一部、保護者負担が有ります。『利用者負担金について』(P6)をご覧ください。 ※加入に際しては保護者の同意が必要となります。

災害の種類	負傷、疾病、障害、死亡
給付	医療費、障害見舞金、死亡見舞金
加入対象	在籍児童全員
その他	詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口 《重要事項》

当保育所に対して、ご要望・苦情・ご意見等がある場合は担任・その他職員または下記の受付担当までお申し出ください。また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

受付担当者	主任保育士 : 坂口真知子・築山圭子
解決責任者	所長 : 二木美知枝
第三者委員	弁護士 : 春名・田中・細川法律事務所 所属 〒664-0858 伊丹市西台1丁目2-11 c-3ビル5階 電話: 072-781-7327

※第三者委員は必要に応じ、話し合いに立ち会います。

上記で解決に至らない場合、以下の機関に申し立てることができます。

<p>兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 (兵庫県福祉センター内) 電話 : 078-242-6868 (受付時間 10:00~16:00) FAX : 078-271-1709 (24時間受付)</p>
--

16. 特別保育事業

延長保育(保育標準時間認定)※要申請

- ① 実 施 月曜日 ～ 金曜日
- ② 時 間 午後6時00分 ～ 午後7時00分
- ③ 利 用 料 P7参照
- ④ そ の 他 ・1歳になった日より利用可能。
※但し、料金は月額のみ。日割りではありません。
・利用には申請が必要です。
・1歳未満及び離乳食の1歳児は利用不可。
・土曜日、日曜日・祝日は実施していません。
・台風接近時、気象警報発令時および地震発生時に延長保育の中止または時間を短縮する場合があります。

延長保育(保育短時間認定)※要申請

- ① 実 施 月曜日 ～ 土曜日(休日保育利用の場合は日祝可)
- ② 時 間 午前7時00分～午前8時30分、午後4時30分～午後6時00分
※休日保育利用時は午前8時00分～午前8時30分
- ③ 利 用 料 別表参照
- ④ そ の 他 ・利用には申請が必要です。
・台風接近時、気象警報発令時および地震発生時に延長保育の中止または時間を短縮する場合があります。

休日保育 ※要申請

- ① 実 施 日曜日、祝日
※年末年始(12/29 ～1/3)・4月第一週目・3月最終週、園内設備点検日、工事日などは実施していません。
- ② 時 間 午前8時00分 ～ 午後6時00分 ※保育短時間の方は認定時間内
- ③ 利用定員 5名～7名程度(1日)※利用児の年齢による
- ④ 昼 食 昼食はご家庭よりお弁当・水筒をご持参ください。
※おやつは保育所で用意いたします。
※離乳食のお子様については別途ご相談させていただきます。
- ④ そ の 他 ・利用には事前に申請・登録が必要です。
・お仕事の方のみ利用可※要勤務証明
・同協会のありおか乳児保育所の園児も利用します。
・状況により利用をお断りする場合があります。(利用人数、園の工事日等)

・台風については、当日朝7時00分に大雨・洪水・暴風いずれかの警報が発令されていれば休所となり、保育所の電話もつながりません。

- ・地震発生時は、状況に応じ休所、開所閉所時間の変更、短縮となります。
- ・詳細については申請の際、別途説明いたします。

17. 当保育所におけるその他の留意事項 《重要事項》

園内環境	当保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
車での送迎	保育所周辺に路上駐車や駐停車しての送迎は禁止です。 ※車での送迎の際はルール、マナーの厳守をお願いいたします。 地域の方々とのトラブルは長尾保育所の処遇・運営に支障をきたします。

※長尾保育所の利用にあたっては長尾保育所の職員および関係者の指示に従ってください。また地域の方々、他の利用者の方の迷惑にならないようルール、マナーを守っていただくことのお約束をお願いします。

お車での送迎について

※**保育所周辺の道路は駐停車禁止ですので、駐停車しての送迎は厳禁です。**

（送迎時、運転される方が車に乗られていても、駐停車禁止です）

※「誓約書及び使用車の申請」を受け付け後、【登録証】を発行します。

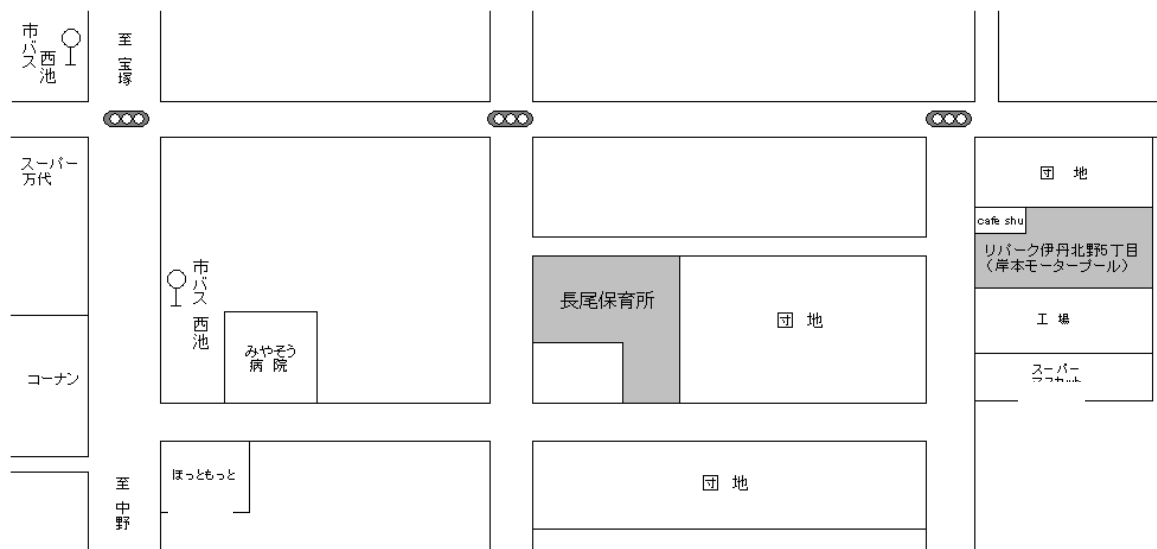
【登録証】を車内フロントガラス前(外から見えるように)に置いてください。

※【登録証】は長尾保育所在籍児の送迎に来られる方にもお渡しください。

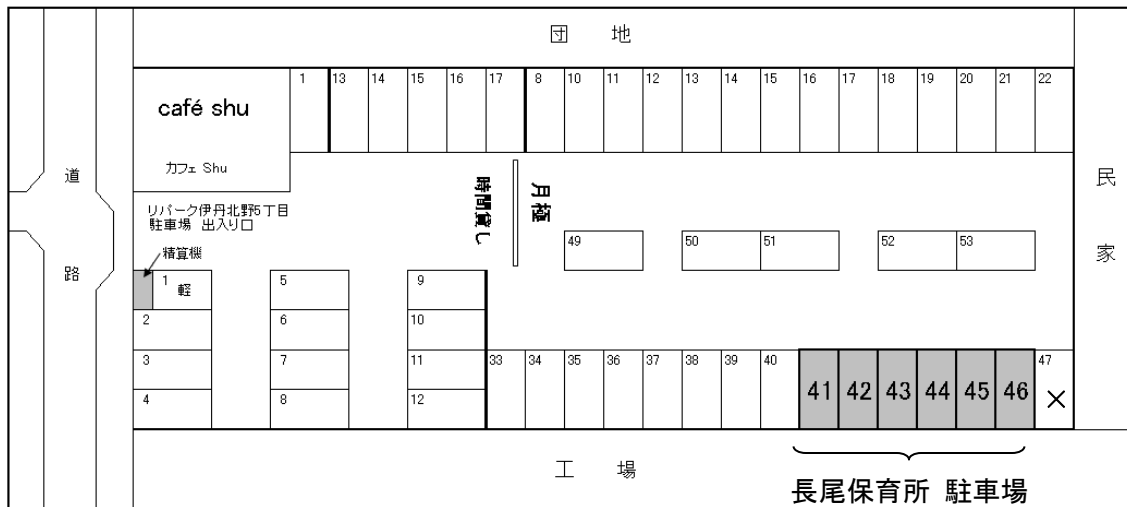
※卒園・退所時または車送迎を必要とされなくなった場合は【登録証】の返却をお願いします。

※お車での送迎の場合は契約駐車場の『リパーク伊丹北野5丁目(岸本モータープール)』(6台分)をご利用ください。

《コインパーキング(リパーク伊丹北野5丁目)》



★コインパーキング(リパーク伊丹北野5丁目)の奥、契約部分★



41～46が契約駐車場です。(※黄色のポールが立っています)

- ① 契約駐車場のご利用が混み合う場合、他の利用者にご迷惑がかかることもありますので、そのような時は、有料パーキングのご利用もお願いします。
- ② 伊丹乳児院と共同利用になりますので乳児院関係の車両も利用します。
- ③ 決められた番号以外のところには絶対に停めないでください。
- ④ 駐車場はダンプ・トラックの乗り入れはできません。
- ⑤ 他の契約者の方のご迷惑にならないよう、送迎時は車を端に寄せて待機をしてください。
- ⑥ 駐車場内での事故・トラブルについては保育所では責任は負えませんので他の車両の出入り等十分ご注意ください。
- ⑦ 送迎及び保育所が許可した事由以外での駐車は厳禁です。発見次第、無断駐車車両として警察に通報します。

【注意事項】

- ① **保育所前駐車場は、使用禁止です。**
- ② 契約駐車場は送迎及びその他の事由(個人懇談・面接、保育所の許可がある場合)のみ利用できます。(参観日等の行事中は、駐車できません)
- ③ 団地内の通り抜けは厳禁です。
- ④ 近隣の医療施設の受診及び買い物、学校行事等による駐車場利用は厳禁です。発見次第、無断駐車車両として警察へ通報いたします。
- ⑤ 契約駐車場での事故やトラブル等は保育所で責任を負いかねます。くれぐれも周囲の安全の確認をお願いします。

駐車場内での立ち話、子どもの目離しは絶対にしないでください。

18. 画像の使用について

長尾保育所では下記のとおり写真(画像)を使用・提供する場合があります。下記の項目の写真(画像)の使用・提供の可否について、同意書(別紙)にてご回答ください。

【長尾保育所関係者以外に対し写真(画像)を使用・提供する項目】

1. ホームページに使用する保育所の様子・保育活動等の写真(画像)
2. 中学、高校、養成校等の保育体験学習・実習等の活動風景の写真(画像)の提供
3. 加盟保育団体に提供する事業報告及び冊子等への保育所の様子、保育活動等の写真(画像)
4. 見学者・求職者等への閲覧資料(保育所の様子・保育活動の写真集等)に使用する写真(画像)
5. 情報誌(求人情報誌含む)等に提供する保育所の様子、保育活動等の写真(画像)

※上記の項目において使用・提供する写真に個人名が特定される部分(名札、ゼッケン等)が写っている場合は画像処理をいたします。

※顔がはっきりと写っていない写真(後方から、また小さく写っている等)、個人の特定が困難なものは除きます。

※写真(画像)の使用に同意された場合であっても使用・掲載の状況によっては個々にご相談をさせていただく場合があります。

次のような長尾保育所の利用者・ご家庭及び法人本部、行政を対象にしているものは除きます。

- ・各クラスの保育活動の掲示写真(画像)
- ・卒園アルバム(5オクラス)に使用する写真(画像)
- ・ご家庭対象に販売する写真
- ・法人本部、行政への事業報告等に掲載される写真(画像)

19. 動画配信について

子ども達の日常における姿を、動画配信アプリ『てのりの』にて、配信することがあります。

ご家庭での動画視聴にあたって、下記ルールを遵守いただくようお願いします。

動画配信の可否についても、同意書(別紙)にてご回答をお願いします。

・無断で SNS やブログ等への引用、転載を行わないでください。

※園に無許可で『てのりの』上にある動画を SNS やブログ等へ引用、転載しないでください。

※詳細は、別紙プリントをお読みください。

動画配信に同意されない方(お子様)は、動画撮影時、別室での保育となります。

20. その他について

この『入所のしおり～重要事項説明書～』に記載されていない項目・事柄、また内容に変更が生じた場合は必要に応じ、随時お知らせをいたします。

長尾保育所における保育の提供を開始するに当たり、この『入所のしおり～重要事項説明書～』に基づき、利用の要領および重要事項の説明を行いました。

保育所名:長尾保育所

説明者(職氏名):所長 二木 美知枝